

請願 第 7 号
令和6年11月22日受理

2024年11月 21日

須賀川市議会議長 佐藤 瞭二 様

請願団体
新日本婦人の会須賀川支部
支部長 吉田夏子
住所 [REDACTED]
TEL・FAX [REDACTED]

紹介議員 堂脇 明子

国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願

【請願趣旨】

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189、日本は1985年に批准しています。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、あらためて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを規定しています。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになりました。現在115カ国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務です。

男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2024年、146カ国中118位です。G7主要国では最下位、東アジア、太平洋地域でも18カ国中17位という低い順位です。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になります。

日本は国連の女性差別撤廃委員会から、選択議定書批准をくりかえし勧告されています。第5次男女共同参画基本計画では、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。今年10月には、国連女性差別撤廃委員会から日本政府は4回目の勧告を受けました。

日本政府に選択議定書批准を求める意見書をあげた地方議会は、278議席に広がっています。この動きをさらに広げるために、須賀川市議会においても国会と政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出するよう、請願します。

【請願事項】

- 1、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること



女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書(案)

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障している。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189、日本は1985年に批准している。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、あらためて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを規定している。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになった。現在115カ国が批准しているが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務である。

男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2024年、146カ国中118位。G7主要国では最下位、東アジア、太平洋地域でも18カ国中17位という低い順位である。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になる。

日本は国連の女性差別撤廃委員会から、選択議定書批准をくりかえし勧告されている。第5次男女共同参画基本計画では、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

今年10月には、国連女性差別撤廃委員会から日本政府は4回目の勧告を受けた。

日本政府に選択議定書批准を求める意見書をあげた地方議会は、278議席に広がっている。この動きをさらに広げるために、国において、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出することを強く求める。

1、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣 宛て

外務大臣

内閣府特命担当大臣

(男女共同参画)

須賀川市議会議長 佐藤 瞭二